平成２５年（フ）第３６１号
兵庫県姫路市勝原区宮田592番地３　メゾンカナ205号、従前の住所兵庫県たつの市揖保川町神戸北山102番地１　203
債務者　宮川　　巧
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２１１号
奈良市鳥見町３丁目27番地の19　春日マンション101号
債務者　野田　孝代
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２５６号
奈良県大和郡山市矢田町5518番地18　丸尾団地303号
債務者　うなぎ屋鰻里こと　山﨑　清次
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６１号
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地30―302
債務者　切目　　浩
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６７号
奈良市六条２丁目12番15号
債務者　松島　直美
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６８号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目29番20―214号
債務者　駒田　千絵（旧姓中島・髙村）
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２７２号
奈良市東九条町669番地の２　ラキアクア103号
債務者　西岡　祐美
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２７５号
奈良県大和郡山市長安寺町138番地３
債務者　田中麻衣子（旧姓金澤・松村）
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２７９号
奈良県奈良市学園大和町５丁目769番地の１サンパレス大神107号
債務者　詫間　精一
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２８１号
奈良県大和郡山市番匠田中町51番地
債務者　上田八重子
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５５号
鳥取県鳥取市吉方町２丁目104番地２
債務者　野村　　譲
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７１号
鳥取県鳥取市田島750番地　メゾン池ノ端104号
債務者　前田　浩之
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８６号
鳥取県鳥取市緑ケ丘３丁目８番13号　コーポ緑ケ丘Ｃ202号
債務者　中谷由里子
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９０号
鳥取県鳥取市吉方温泉１丁目657番地２ラ・カサ・セレステ201号、旧住所鳥取県鳥取市南吉方１丁目114番地１　オオガコンフォート401号
債務者　井賀　和廣
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９１号
鳥取県鳥取市国府町麻生395番地、旧住所鳥取県鳥取市国府町奥谷２丁目215番地１　ライジングサンガーデン201号
債務者　廣田　千鶴
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１００号
鳥取県鳥取市田島638番地　トマトハイツ５号、旧住所鳥取県鳥取市若葉台南３丁目11番12号
債務者　西垣　貞子
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鳥取地方裁判所民事部